



# 宮 崎 県 公 報

平成22年1月14日 (木曜日) 第 2150 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（国保・援護課） 1
  - 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支援事業所）の名称の変更……………（ ） 1
  - 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支援事業所）の所在地の変更……………（ ） 2
  - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障害福祉課） 2
  - 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（ ） 2
  - 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称（所在地）の変更…（ ） 2
  - 有害興行の指定……………（こども家庭課） 3
  - 民有林の保安林の指定予定（3件）……………（自然環境課） 3
  - 民有林の保安林の指定の解除予定（2件）……………（ ） 4
- ### 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（社・協・財・団課） 4

頁

- 宮崎県伝統工芸士の認定……………（商業支援課） 4
  - 大規模小売店舗の変更に関する届出……………（ ） 4
  - 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………（管理課） 5
  - 都市計画の変更図書の写しの縦覧（2件）……………（都市計画課） 5
  - 開発行為に関する工事の完了……………（建築住宅課） 6
  - 落札者等の公告…………… 6
- ### 教育委員会規則
- 県教育庁職員の職の設置に関する規則及び県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 6
- ### 教育委員会訓令
- 宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… 7
- ### 選挙管理委員会告示
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 8
- ### 正 誤
- 平成21年5月14日付け県公報（第2082号）正誤で修正された平成15年10月27日付け県公報（第1517号）規則第65号中…………… 8

## 告 示

### 宮崎県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年1月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人ふるさとくらら	宮崎県都市高崎町前田5217番地	デイサービス みんなの家	宮崎県都市高崎町江平2348番地10	平成21年12月1日
宮崎医療生活協同組合	宮崎県宮崎市和知川原2丁目25-1	生協クリニックのべおか デイサービスそれいゆ	宮崎県延岡市浜砂1丁目5番17号	平成21年11月1日

株式会社カイハウ	宮崎県延岡市袖の木田町1307番地	デイサービスあくとた東海店	宮崎県延岡市無鹿町1丁目2148番地	平成21年12月1日
特定非営利活動法人ふるさとくらら	宮崎県都市高崎町前田5217	訪問介護サービスきらら	宮崎県都市高崎町江平2348番地10	平成21年12月1日
社会福祉法人平成会	宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区宇納間 170	グループホームあじさい苑	宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区宇納間 170	平成21年12月1日

### 宮崎県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年1月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
医療法人 隆徳会	宮崎県西都市御舟町1-78	鶴田クリニク	宮崎県西都市御舟町1丁目55番地

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変更年月日
変更前	変更後	
鶴田クリニック	鶴田クリニック居宅介護支援事業所	平成21年1月1日

宮崎県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年1月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
医療法人 隆徳会	宮崎県西都市御舟町1-78	鶴田クリニク	宮崎県西都市御舟町1丁目55番地

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県西都市御舟町1丁目55番地	宮崎県西都市御舟町1丁目93番2号	平成21年1月1日

宮崎県告示第12号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成22年1月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		

駒田 直人	社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市	消化器内科	平成22年1月1日
迫田 敏	社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市	消化器内科	平成22年1月1日
大田 元	都城市郡医師会病院	都城市	脳神経外科	平成22年1月1日
出村 博	戸嶋病院	都城市	内科	平成22年1月1日
松山幹太郎	松山医院	都城市	内科、リウマチ科、呼吸器科	平成22年1月1日
石渡 正子	社会医療法人泉和会千代田病院	日向市	内科	平成22年1月1日
齋藤 幸枝	宮崎大学医学部附属病院	清武町	内科	平成22年1月1日
藤岡 俊昭	みまた病院	三股町	内科、消化器・胃腸内科、リハビリテーション科	平成22年1月1日

宮崎県告示第13号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年1月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
しもばる薬局	宮崎市	薬局	平成22年1月1日
堀調剤薬局	小林市	薬局	平成22年1月1日

宮崎県告示第14号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称（所在地）の変更について次のとおり届出があった。

平成22年 1 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	名称（所在地）		変 更 年月日
		変更前	変更後	
和知川原調	宮崎市	和知川原調剤	トモ薬局和知	平成21年

剤薬局		薬局 宮崎市和知川 原町 2 丁目16	川原店 宮崎市和知川 原町 3 丁目71	12月21日
-----	--	---------------------------	----------------------------	--------

**宮崎県告示第15号**

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成22年 1 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
21年-49	映画	喪失 妹 告白 恥じらいの震え	吉行組 オーピー映画	平成21年12 月28日
21 -50	映画	欲望の酒場 濡れ匂う色おんな	池島組 オーピー映画	
21 -51	映画	超スケベ民宿 極楽ハメ三昧	竹洞組 オーピー映画	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

**宮崎県告示第16号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 1 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字日田尾乙3265-11、字長崎甲 916-2、甲 916-8

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字日田尾乙3265-11・字長崎甲 916-2・甲 916-8（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山字一ノ瀬7838、7861から7863まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第18号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 1 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 えびの市大字原田字押建4333、大字坂元字芋畑1639-147、大字大河平字畝倉 189、205、225-1、字石井手 462、字梅木下 588

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字押建4333（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

**宮崎県告示第17号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 1 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東白杵郡諸塚村大字七ツ

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第19号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

平成22年1月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字木浦3640-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第20号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

平成22年1月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字東国光 25172-1、字国光原 25228-7、25233-6
- 2 民有林の保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成22年1月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年12月25日	特定非営利活動法人さざなみの会	土屋 広明	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野 357番地	この法人は、障害のある方々を含めた子供から高齢者までが、心身ともに健康で安心した生活ができることを目指した取り組みを行います

。また、ボランティア活動を行う団体の育成をします。その活動の継続化を支援するため、活動資金の援助も行います。これらの活動を通して、地域社会を構成するお互いがふれあい、心が通い助け合う、まちづくりの実現に寄与することを目的とします。

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱(昭和58年2月10日定め)の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

平成22年1月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮 崎 県 伝 統 工 芸 士	住 所	宮 崎 県 伝 統 的 工 芸 品 名	認 定 年 月 日
堀之内 修	三股町大字榊山1924-143	都城木刀	平成22年1月13日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年1月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
生活協同組合コープみやざき佐土原店  
宮崎市佐土原町下那珂2642番地 外9筆
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前)建物西側及び北側 155台(別途従業員用90台が同敷地内に有り)  
(変更後)建物西側及び北側 155台
- 3 変更する年月日  
平成21年12月28日
- 4 上記2の変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀

宮崎市瀬頭 2 丁目 10 番 26 号  
 有限会社くすりの麗命堂 代表取締役 金丸征男  
 宮崎市佐土原町下那珂 3594 番地  
 株式会社グロースプロダクツ 代表取締役 内田五郎  
 宮崎市柳丸町 156-1  
 株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一  
 宮崎市港東 1 丁目 7 番 1 号  
 有限会社パン工房ヨシモト 代表取締役 吉本正次  
 宮崎市佐土原町下那珂中溝 2711  
 有限会社フラワーギフト明日香 代表取締役 脇田勝  
 宮崎市佐土原町下田島 19781-3

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 3,000㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場の位置及び取容台数  
 建物西側 (No 1) 28 台  
 建物北側 (No 2) 8 台  
 建物南側 (No 3) 20 台  
 合計 56 台

② 荷さばき施設の位置及び面積  
 建物南西側 (No 1) 122.65㎡  
 建物西側 (No 2) 21.93㎡  
 合計 144.58㎡

③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 建物南西側 (No 1) 38.4㎡  
 建物南西側 (No 2) 35.1㎡  
 建物南西側 (No 3) 11.5㎡  
 合計 85.0㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 8 時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 建物敷地西側 2 箇所  
 建物敷地南側 1 箇所  
 合計 3 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6 時～午後 8 時

5 届出年月日  
 平成 21 年 12 月 21 日

6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間  
 平成 22 年 1 月 14 日から平成 22 年 5 月 14 日まで

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間  
 平成 22 年 1 月 14 日から平成 22 年 5 月 14 日まで

8 意見書の記載事項  
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成 22 年 1 月 14 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (特-18) 第 5158 号	(株) マスジュウ	増田 十郎	宮崎県宮崎市下北方町野田 590-1	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成 21 年 11 月 19 日付けで廃業した旨の届	平成 21 年 11 月 19 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17) 第 7477 号	(有) 松山建設	松山 良一	宮崎県宮崎市大字恒久 5652-3	一般	建築工事業、大工工事業	平成 21 年 11 月 13 日	平成 21 年 11 月 13 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19) 第 7638 号	(株) 佐多建設	佐多 良司	宮崎県都城市都島町 5272-2	一般	土木工事業、建築工事業	平成 21 年 11 月 13 日	平成 21 年 11 月 13 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16) 第 11120 号	(株) 昭和装飾	黒木 英勝	宮崎県延岡市大武町 5385-2	一般	建築工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	平成 21 年 11 月 16 日	平成 21 年 11 月 16 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19) 第 12315 号	(有) 大洋不動産	平川 祐介	宮崎県都城市葦原町 2358-3	一般	建築工事業	平成 21 年 11 月 30 日	平成 21 年 11 月 30 日 (全廃業)

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用

する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年1月14日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

- 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画道路3・4・9号吉村通線  
宮崎広域都市計画道路3・4・4号大島通線
- 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

日南市大字隅谷字東ヶ道 丙1541番2 外28筆 丙1541番の一部 丙1551番1の一部 丙1569番10の一部 丙1589番2の一部 丙1590番の一部 丙1600番の一部 丙1603番1の一部	日南市大字隈谷甲2201番地 有限会社 藤井商店
---	-----------------------------

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年1月14日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

- 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画用途地域
- 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成22年1月14日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
--------------------	------------------

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成22年1月14日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る調達件名及び数量  
工業高校教育用コンピュータ貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日  
平成21年11月6日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 富士電機ITソリューション株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市高千穂通1丁目6番地38号  
(2) 三菱UFJリース株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区天神一丁目12番7号
- 落札金額  
43,120,350円
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成21年9月24日

**教育委員会規則**

県教育庁職員の職の設置に関する規則及び県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年1月14日  
宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

**宮崎県教育委員会規則第1号**

**県教育庁職員の職の設置に関する規則及び県教育庁組織規則の一部を改正する規則**

(県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 県教育庁職員の職の設置に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>第3条 法令又は規則に別段の定めがあるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>組 織</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育事務所</td> <td>所長</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	組 織	職	職 務	[略]			教育事務所	所長	[略]	<p>第3条 法令又は規則に別段の定めがあるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>組 織</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育事務所</td> <td>所長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>副所長（中部教育事務所に限る。）</td> <td><u>所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。</u></td> </tr> </table>	組 織	職	職 務	[略]			教育事務所	所長	[略]	副所長（中部教育事務所に限る。）	<u>所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。</u>
組 織	職	職 務																			
[略]																					
教育事務所	所長	[略]																			
組 織	職	職 務																			
[略]																					
教育事務所	所長	[略]																			
	副所長（中部教育事務所に限る。）	<u>所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。</u>																			

[略]
[略]

2・3 [略]

[略]
[略]

2・3 [略]

(県教育庁組織規則の一部改正)

第2条 県教育庁組織規則(昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
(教育事務所の設置、名称、所在地及び所管区域)	(教育事務所の設置、名称、所在地及び所管区域)																																				
第11条 県教育庁に、教育事務所を置き、その名称、所在地及び所管区域は、次の表のとおりとする。	第11条 県教育庁に、教育事務所を置き、その名称、所在地及び所管区域は、次の表のとおりとする。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎県教育庁宮崎教育事務所</td> <td>宮崎市</td> <td>宮崎市、宮崎郡及び東諸県郡</td> </tr> <tr> <td>同南那珂教育事務所</td> <td>日南市</td> <td>日南市及び串間市</td> </tr> <tr> <td>同北諸県教育事務所</td> <td>都城市</td> <td>都城市及び北諸県郡</td> </tr> <tr> <td>同西諸県教育事務所</td> <td>小林市</td> <td>小林市、えびの市及び西諸県郡</td> </tr> <tr> <td>同児湯教育事務所</td> <td>児湯郡高鍋町</td> <td>西都市及び児湯郡</td> </tr> <tr> <td>同東臼杵教育事務所</td> <td>延岡市</td> <td>延岡市、日向市及び東臼杵郡</td> </tr> <tr> <td>同西臼杵教育事務所</td> <td>西臼杵郡高千穂町</td> <td>西臼杵郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	所 管 区 域	宮崎県教育庁宮崎教育事務所	宮崎市	宮崎市、宮崎郡及び東諸県郡	同南那珂教育事務所	日南市	日南市及び串間市	同北諸県教育事務所	都城市	都城市及び北諸県郡	同西諸県教育事務所	小林市	小林市、えびの市及び西諸県郡	同児湯教育事務所	児湯郡高鍋町	西都市及び児湯郡	同東臼杵教育事務所	延岡市	延岡市、日向市及び東臼杵郡	同西臼杵教育事務所	西臼杵郡高千穂町	西臼杵郡	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎県教育庁中部教育事務所</td> <td>宮崎市</td> <td>宮崎市、日南市、串間市、西都市、東諸県郡及び児湯郡</td> </tr> <tr> <td>同南部教育事務所</td> <td>都城市</td> <td>都城市、小林市、えびの市、北諸県郡及び西諸県郡</td> </tr> <tr> <td>同北部教育事務所</td> <td>延岡市</td> <td>延岡市、日向市、東臼杵郡及び西臼杵郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	所 管 区 域	宮崎県教育庁中部教育事務所	宮崎市	宮崎市、日南市、串間市、西都市、東諸県郡及び児湯郡	同南部教育事務所	都城市	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡及び西諸県郡	同北部教育事務所	延岡市	延岡市、日向市、東臼杵郡及び西臼杵郡
名 称	所 在 地	所 管 区 域																																			
宮崎県教育庁宮崎教育事務所	宮崎市	宮崎市、宮崎郡及び東諸県郡																																			
同南那珂教育事務所	日南市	日南市及び串間市																																			
同北諸県教育事務所	都城市	都城市及び北諸県郡																																			
同西諸県教育事務所	小林市	小林市、えびの市及び西諸県郡																																			
同児湯教育事務所	児湯郡高鍋町	西都市及び児湯郡																																			
同東臼杵教育事務所	延岡市	延岡市、日向市及び東臼杵郡																																			
同西臼杵教育事務所	西臼杵郡高千穂町	西臼杵郡																																			
名 称	所 在 地	所 管 区 域																																			
宮崎県教育庁中部教育事務所	宮崎市	宮崎市、日南市、串間市、西都市、東諸県郡及び児湯郡																																			
同南部教育事務所	都城市	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡及び西諸県郡																																			
同北部教育事務所	延岡市	延岡市、日向市、東臼杵郡及び西臼杵郡																																			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### 教育委員会訓令

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年1月14日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会訓令第1号

本 庁  
各 出 先 機 関  
各教育機関(県立学校を除く。)

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程(昭和63年宮崎県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
別表第1	別表第1																								
健康管理医管轄区分	健康管理医管轄区分																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>管 轄 事 業 所</th> <th>健 康 管 理 医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎教育事務所、スポーツ指導センター、教育研修センター、図書館、総合博物館、美術館及び埋蔵文化財センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>南那珂教育事務所</td> <td>日南保健所長</td> </tr> <tr> <td>北諸県教育事務所</td> <td>都城保健所長</td> </tr> <tr> <td>西諸県教育事務所</td> <td>小林保健所長</td> </tr> <tr> <td>児湯教育事務所及び西都原考古博</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	管 轄 事 業 所	健 康 管 理 医	[略]	[略]	宮崎教育事務所、スポーツ指導センター、教育研修センター、図書館、総合博物館、美術館及び埋蔵文化財センター	[略]	南那珂教育事務所	日南保健所長	北諸県教育事務所	都城保健所長	西諸県教育事務所	小林保健所長	児湯教育事務所及び西都原考古博	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管 轄 事 業 所</th> <th>健 康 管 理 医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中部教育事務所、スポーツ指導センター、教育研修センター、図書館、総合博物館、美術館及び埋蔵文化財センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>南部教育事務所</td> <td>都城保健所長</td> </tr> <tr> <td>西都原考古博物館</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	管 轄 事 業 所	健 康 管 理 医	[略]	[略]	中部教育事務所、スポーツ指導センター、教育研修センター、図書館、総合博物館、美術館及び埋蔵文化財センター	[略]	南部教育事務所	都城保健所長	西都原考古博物館	[略]
管 轄 事 業 所	健 康 管 理 医																								
[略]	[略]																								
宮崎教育事務所、スポーツ指導センター、教育研修センター、図書館、総合博物館、美術館及び埋蔵文化財センター	[略]																								
南那珂教育事務所	日南保健所長																								
北諸県教育事務所	都城保健所長																								
西諸県教育事務所	小林保健所長																								
児湯教育事務所及び西都原考古博	[略]																								
管 轄 事 業 所	健 康 管 理 医																								
[略]	[略]																								
中部教育事務所、スポーツ指導センター、教育研修センター、図書館、総合博物館、美術館及び埋蔵文化財センター	[略]																								
南部教育事務所	都城保健所長																								
西都原考古博物館	[略]																								

物館	
東臼杵教育事務所	延岡保健所長
西臼杵教育事務所	高千穂保健所長

北部教育事務所	延岡保健所長

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第7号**

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成22年1月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中「（平成21年12月2日現在）」を「（平成21年12月16日現在）」に改め、

「  
宮崎市西高岡体育館 | ♪ 高岡町浦之名4463番地 | 300 |  
」

及び

「  
天ヶ城体育館 | ♪ 高岡町内山2007番地 | 998 |  
」

を削り、

「  
宮崎市高岡福祉保健 | ♪ 高岡町内山2877番地 | 130 |  
センター |  
」

の次に

「  
下北方町自治公民館 | ♪ 下北方町塚原5836番地 | 100 |  
」

を加える。

**正 誤**

平成二十一年五月十四日付け県公報（第二十八十二号）正誤で修正された平成十五年十月二十七日付け県公報（第十五百十七号）規則第六十五号中

ページ	段	行	誤	正
1	上	三十五	無許可停泊	無許可船舶